

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則）

県立学校教育課

1 規則の概要（沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校に係る管理運営の基本的事項について定めた教育委員会規則。

2 改正の概要

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第29号）により設置される沖縄県立球陽中学校及び沖縄県立開邦中学校の開校に伴い、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する。

- (1) 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部改正  
県立球陽高等学校及び県立開邦高等学校において、学校教育法第71条の規定により併設型中学校と一貫した教育を施すことを定める。（第1条関係）
- (2) 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部改正  
県立球陽中学校及び県立開邦中学校の入学定員、修業年限、通学区域等を定めるほか、学校教育法第71条の規定により、併設型高等学校と一貫した教育を施すことを定める。（第2条関係）

3 施行年月日

平成27年10月1日（平成27年9月1日公布）

4 改正内容（下線部分を追加）

(1) 沖縄県立高等学校管理規則

別表第3（第9条の3関係）※併設型中学校と一貫した教育を施す高校を定める

| 併設型高等学校    | 併設型中学校       |
|------------|--------------|
| 沖縄県立与勝高等学校 | 沖縄県立与勝緑が丘中学校 |
| 沖縄県立球陽高等学校 | 沖縄県立球陽中学校    |
| 沖縄県立開邦高等学校 | 沖縄県立開邦中学校    |

(2) 沖縄県立中学校管理規則

（名称、位置等）

第3条 学校の名称、位置、入学定員、修業年限及び通学区域は、次のとおりとする。

| 名 称          | 位 置                 | 入学定員 | 修業年限 | 通学区域 |
|--------------|---------------------|------|------|------|
| 沖縄県立与勝緑が丘中学校 | うるま市勝連<br>平安名3248番地 | 80人  | 3年   | 県全域  |
| 沖縄県立球陽中学校    | 沖縄市南桃原<br>一丁目10番1号  | 40人  | 3年   | 県全域  |
| 沖縄県立開邦中学校    | 南風原町字新川<br>646番地    | 40人  | 3年   | 県全域  |

（併設型中学校の教育課程）

第6条 次の表の左欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）においては、学校教育法第71条の規定に基づき、同表の右欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。

| 併設型中学校       | 併設型高等学校    |
|--------------|------------|
| 沖縄県立与勝緑が丘中学校 | 沖縄県立与勝高等学校 |
| 沖縄県立球陽中学校    | 沖縄県立球陽高等学校 |
| 沖縄県立開邦中学校    | 沖縄県立開邦高等学校 |